

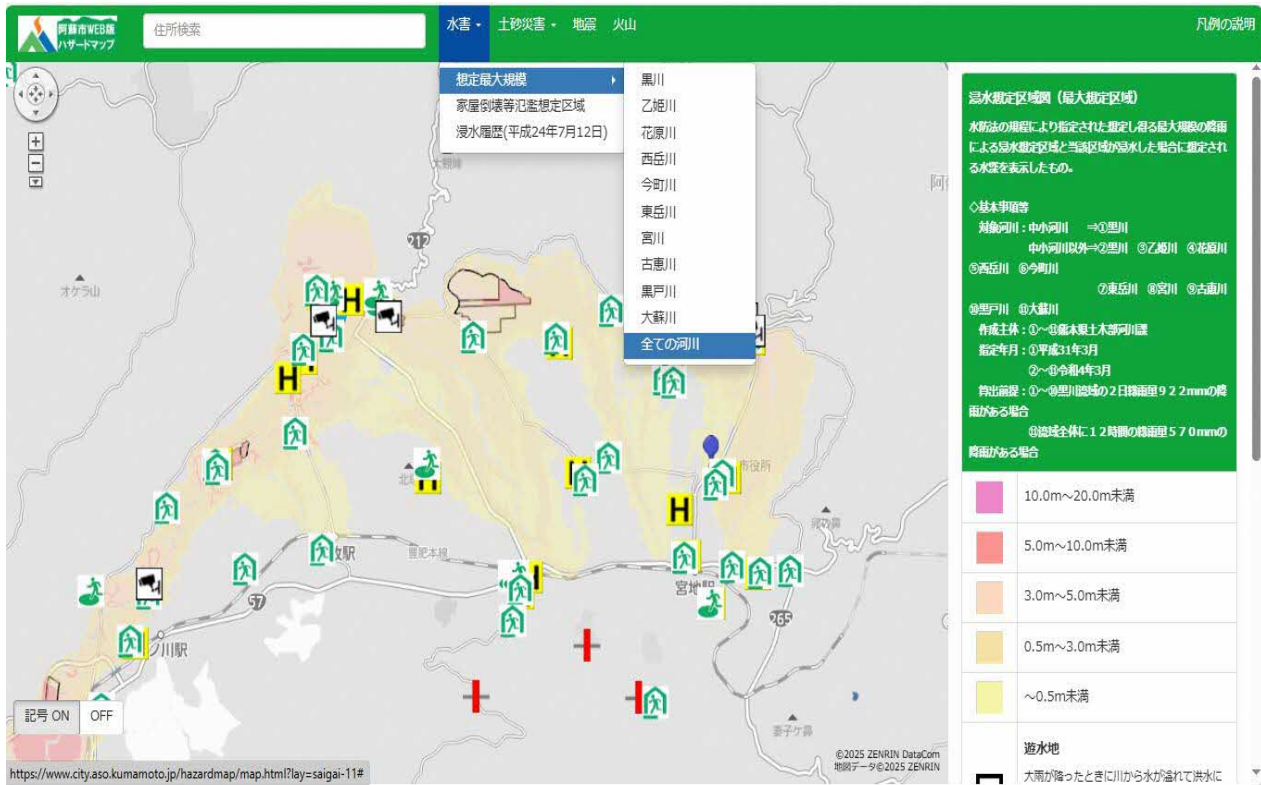
(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

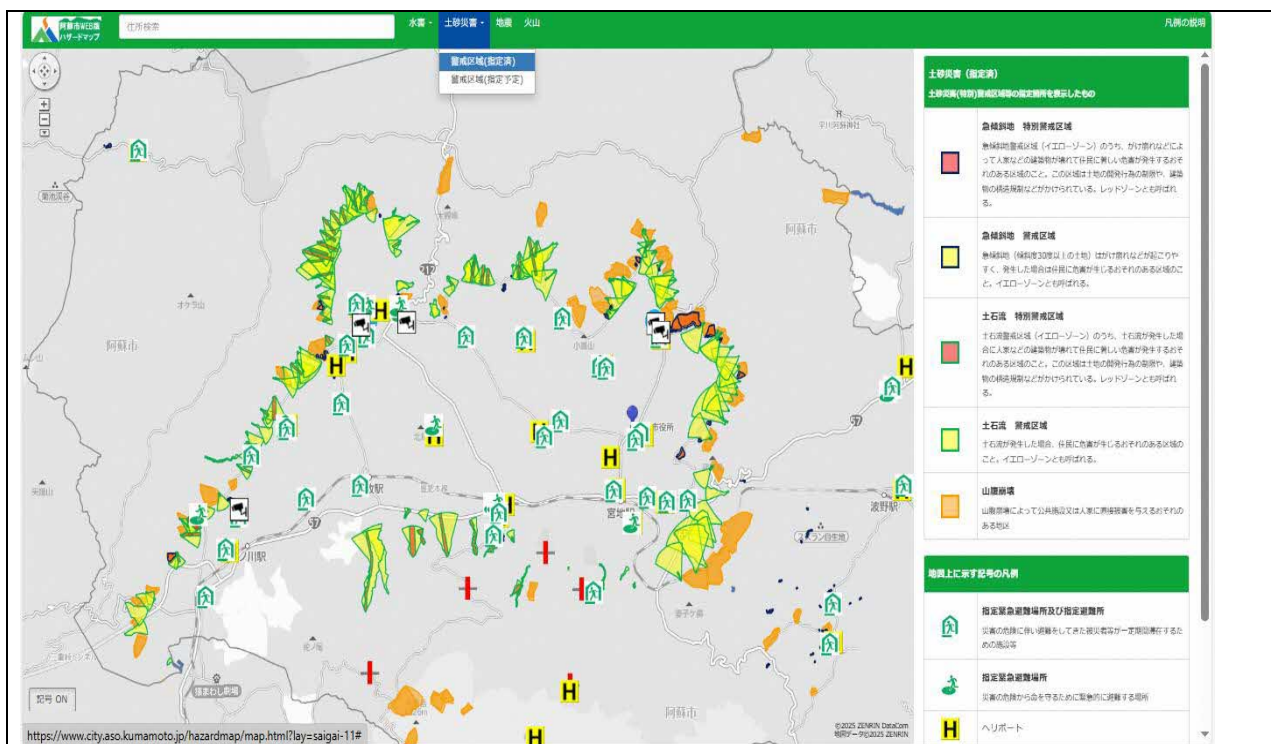
(1) 地域の災害リスク



(引用 阿蘇市 WEB 版ハザードマップ 水害 想定最大規模 全ての河川)

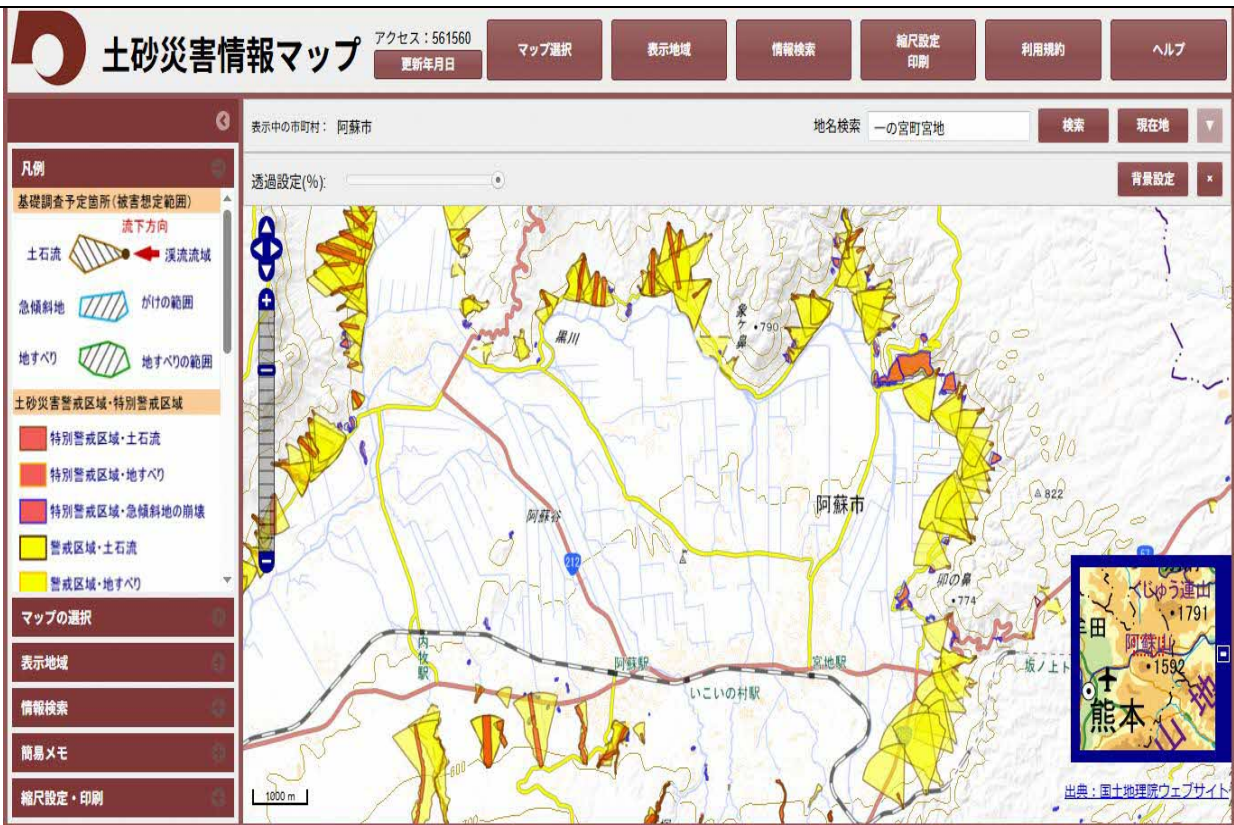
阿蘇市全域の河川からの氾濫による浸水可能性があるエリアは、塗りつぶし(肌色)のエリアとなる。浸水の高さは、最大でも3m未満と表示されている。

阿蘇市全域ではないが、水害に備える必要があるエリアが多く占めているといえる。



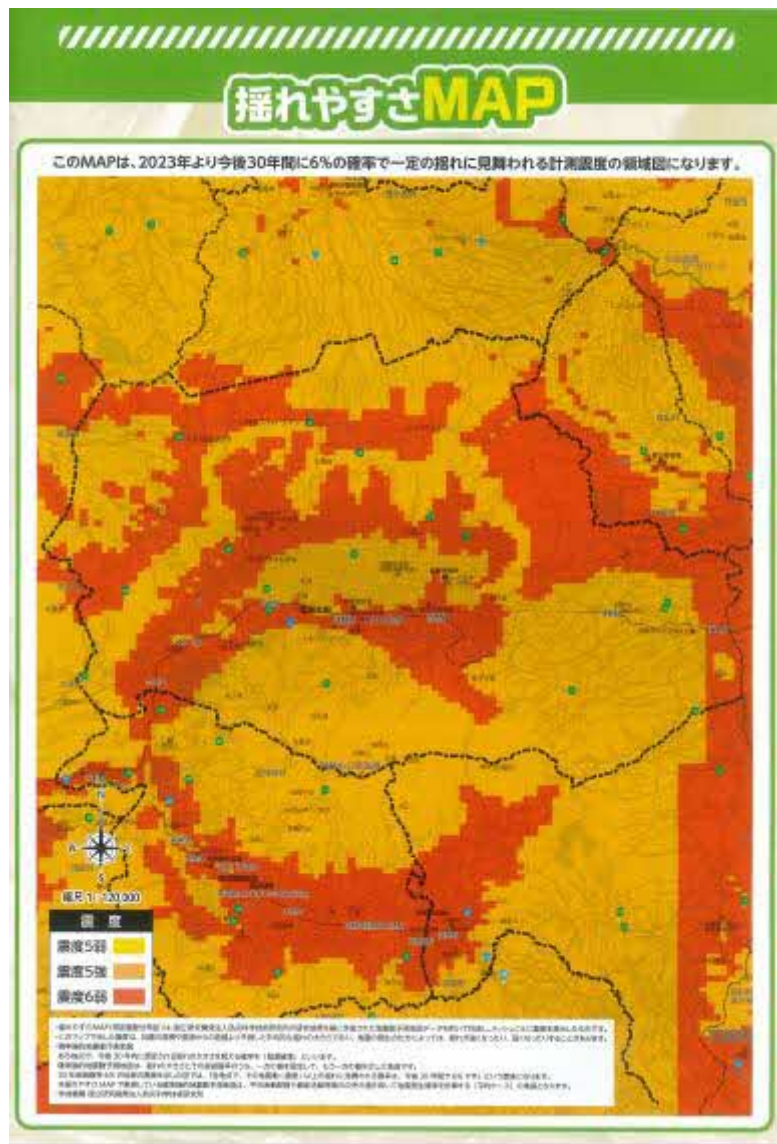
<引用：阿蘇市 WEB 版ハザードマップ 土砂災害 警戒区域（指定済） >

上図について、土砂災害警戒区域（指定済）として、凡例「急傾斜地 警戒区域」（塗りつぶし黄色）が多く、豪雨や台風、地震による土砂災害には、十分な警戒が必要である。



<引用：熊本県土砂災害情報システム 土砂災害情報マップ 阿蘇市>

上記の図について、熊本県土砂災害情報システム 土砂災害情報マップによると、山側を中心に土石流の警戒地域であり、過去には、平成 24 年九州北部豪雨災害にて、死者・行方不明者 22 名、全・半壊家屋 30 棟という被害が発生している（国土交通省砂防部調べ）。これら悲惨な土砂災害を発生させた土砂の移動現象は、崩壊や崩壊土砂の流動化に伴う土石流である。特に阿蘇市一の宮町坂梨地区では大規模な土砂崩れが各所で発生し、死者 6 名、全壊家屋 6 棟という大きな被害が発生した。これは上流域での数箇所にあたる崩壊による土砂と立木が多量の水とともに流下したことによるものである。



(引用：阿蘇市：防災ハザードマップ 揺れやすさ MAP 国立研究開発法人防災科学技術研究所作成)

上図について、2023 年より今後 30 年間に 6%の確率で一定の揺れに見舞われる計測震度の領域図を示したものであり、黄土色の塗りつぶしエリアが震度 5 強、茶色の塗りつぶしエリアが震度 6 弱と予測されている。

南海トラフ地震も、将来的には起こりうると予測されているので、地震対策も必要である。

当市の全産業においては、ハッカーによるサイバー攻撃での情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策は必要と考える。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 2 5 4 名 (平成 2 6 年経済センサス参照)
 - ・小規模事業者数 1, 0 0 1 名 (平成 2 6 年経済センサス参照)
- (うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は、未調査により件数不明確)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業・林業	3 2	2 5	市内に散在
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	内牧町に所在
建設業	1 3 5	1 2 6	市内に散在
製造業	9 5	8 3	市内に散在
情報通信業	6	5	市内に散在
運輸業、郵送業	2 6	2 3	市内に散在
金融業、保険業	1 5	1 3	市内に散在
卸売業、小売業	3 8 6	2 8 1	市内に散在
不動産業、物品賃貸業	2 7	2 6	市内に散在
学術研究、専門・技術サービス業	4 5	4 0	市内に散在
宿泊業、飲食サービス業	2 5 1	1 8 4	内牧町、一の宮町に集中
生活関連サービス業、娯楽業	1 2 8	1 1 0	市内に散在
教育学習支援業	4	3	市内に散在
医療、福祉	2 8	2 5	市内に散在
複合サービス業	1 4	1 1	市内に散在
サービス業 (他に分類されないもの)	6 1	4 5	市内に散在
合計	1, 2 5 4	1, 0 0 1	

(3) これまでの取組

1) 阿蘇市の取組

- ・防災計画の策定、阿蘇火山火口規制情報、避難所の設定、連絡体制の構築、防災マップの作成と阿蘇市住民へ防災ハザードマップの周知。
ホームページ、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供された。
- ・防災備品の整備 (発電機、テント、マットなど)
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練を行っている。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成が行われた。
- ・事業者向けに新型コロナウイルスの影響に対して、感染防止対策に関する補助金が創設され、事業者より補助金申請されたことに関して、本会が窓口となり対応を行った。(下記、当会の取組でも取り組んだ。)

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策内容を、本会が実施したBCP作成セミナーのチラシや、本会HPを通じて周知を行った。
- ・簡易版BCP作成セミナーを会員向けに毎年、年1回実施し、災害に備えて頂くための支援を行った。
- ・熊本県火災共済協同組合や熊本県商工会連合会と連携した損害保険の保険制度説明を行った。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・阿蘇市内小規模事業者事業者に対して、BCPの策定に係る指導や制度説明等 35 者
- ・事業者 BCP 策定済み事業者を訪問し、見直しに係る指導 1 者
- ・市内主要産業である建設業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 0.7%
(※平成 26 年経済センサス 建設業 135 者より算出)
- ・事業継続力強化に関するセミナー 毎年 1 回開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進 10 者
- ・防災訓練の実施 未実施

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 阿蘇市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況が把握出来ていない。
- ② 阿蘇市の自然災害リスクについて、当会、阿蘇市関係部署との間で十分な情報共有が出来ていない。
- ③ 本計画の実行にあたり、保険・共済や資金繰りに関する助言を行える職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者へ推進を行う。本事業によって職員の他業務に支障が出ないように、単年別に、推進エリアを定め、偏りがないよう会員事業者をピックアップしたうえで推進を図る。年別に推進エリアと推進事業者の目ぼしをたて、経営指導員 1 人あたり最低でも年間 1 事業者以上を目標に、事業継続力強化計画策定を行う。
- ② 阿蘇市まちづくり課と年 1 回、災害に関する最新情報を共有しつつ、本会での情報共有及び事業者へ情報提供を行う。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合、ジブラルタ保険会社と連携し、必要に応じてセミナー開催や専門家派遣を行い、事業者支援を行う。加えて、本会職員向けの研修会も開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 地区内小規模事業者や会員事業者に対して、本会HPや書面（防災や感染対策に関するチラシ）による通知を行い、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業者BCPの策定への意識づけを行う。
- ② 経営指導員 1 人あたり最低でも年間 1 事業者以上を目標に、事業者へ事業継続力強化計画策定を行う。（詳細は、上記、対策①参照）
- ③ 市内全体の会員事業者における事業継続力強化計画（BCP）の策定率を 1%
- ④ 主要産業である建設業の小規模事業者においては策定率を 5%
- ⑤ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。職員は、連合会主催のBCPセミナーや、中小企業基盤整備機構主催のオンラインセミナー（基礎編）を受講して、基本から応用までの分野を各自のスキルレベルに応じて受講し、知識の習得に努める。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・中小企業庁HPで事業継続力強化計画の認定を受けた管内小規模事業者の認定状況を確認し、事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・単年別に、経営指導員別に推進エリアを定め、偏りがないよう会員事業者をピックアップしたうえで推進を図る。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、阿蘇市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・令和7年度に阿蘇市が策定した『阿蘇市地域防災計画書』について、本計画との整合性を整理し発災時に混乱なく、管内事業者に対して応急対策等に取り組めるようにする。また、大規模的な感染症発生時には、国や県の示す感染症予防マニュアルに基づき、応急対策等に取り組めるようにする。
- ・阿蘇市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・インフルエンザ感染や大規模な感染症等は、いつ、どこで発生するか分からず、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

《各年度の目標件数》

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
事業者BCP策定件数	4	4	4	4	4
専門家派遣件数	4	4	4	4	4
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

※BCP策定件数：商工会の経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

セミナー開催において、本会と広域連携を組んでいる産山村商工会と共催で実施を行っていく。

(3) フォローアップ

- ・毎年度、(仮称)阿蘇市事業継続力強化支援に関する協議会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画含む)、当市)を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・協議会での評価結果は、商工会役員会へ報告・フィードバックした上で、次年度以降の事業実施方針や支援内容に反映させる。
- ・情報の公開・周知
評価結果や協議会での取り組み内容は、商工会ホームページに掲載し、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。
- ・支援した事業者のBCP計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

《各年度の目標件数》

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	8	8	8	8	8

※事業者BCP策定1件につき年2件のフォローアップを行う

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

阿蘇市の広報誌やお知らせ端末(阿蘇市居住宅へ設置)、阿蘇市商工会HP、阿蘇市HPの広告媒体を活用して、事業継続力強化に関する好事例を広報する。

(5) 関係団体等との連携

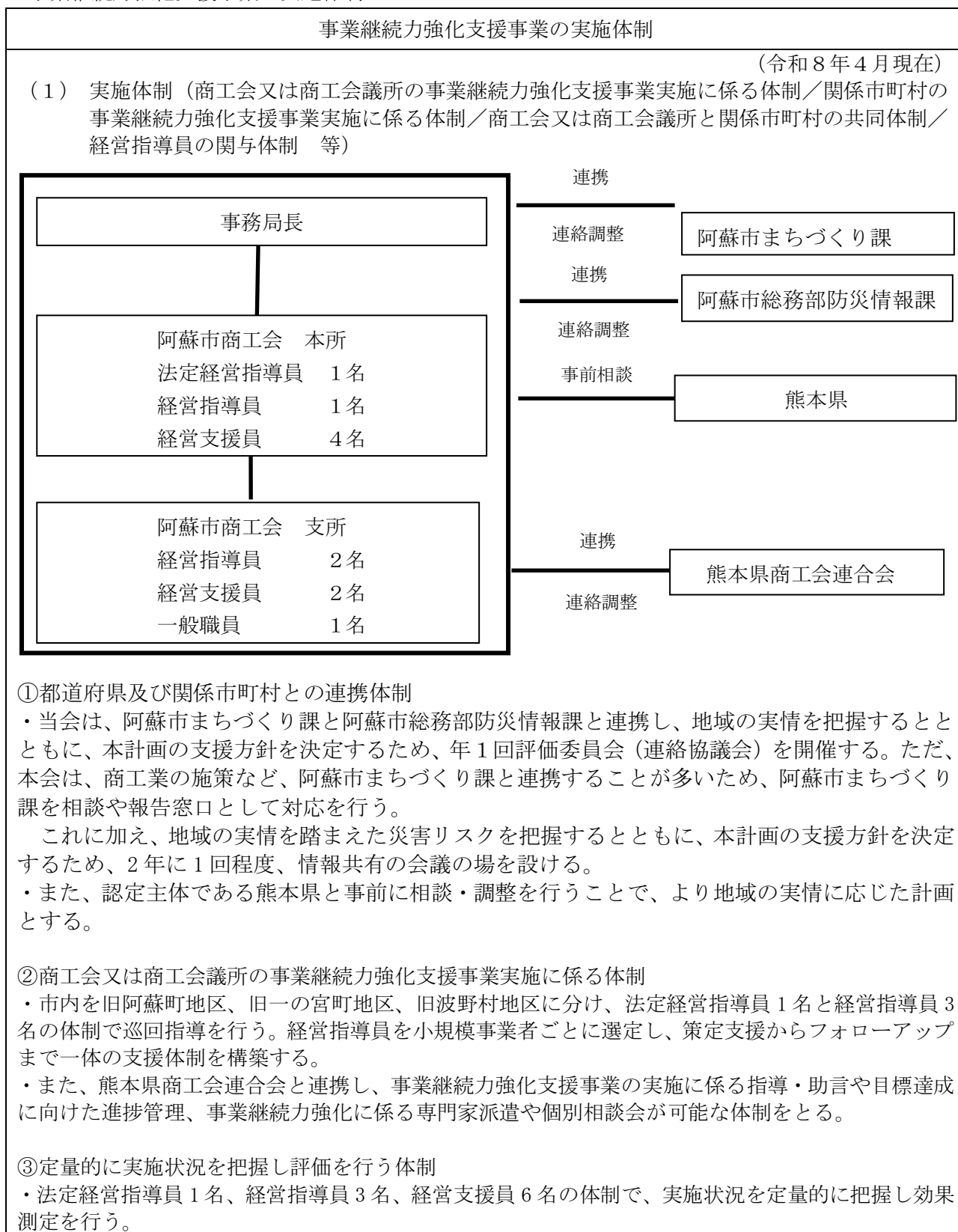
- ・熊本県商工会連合会・熊本県火災共済協同組合の営業担当職員や、ジブラルタ保険会社保険募集人の派遣を依頼し、事業者の災害や感染対策リスクファイナンスに係るセミナーや個別相談会を実施する。
- ・事業者BCP策定への計画書策定にあたり、必要に応じて、熊本県商工会連合会のエキスパートバンクによる専門家を招聘し、適切な助言による事業者支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼及び本会と産山村商工会共催による災害対策セミナー等を行う。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



連携

連絡調整

阿蘇市まちづくり課

連携

連絡調整

阿蘇市総務部防災情報課

事前相談

熊本県

連携

連絡調整

熊本県商工会連合会

・上記で把握・検証した実施状況を当会と阿蘇市まちづくり課、熊本県商工会連合会で、評価委員会（連絡協議会）を年1回開催し、事業結果を報告するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

・当会職員向けに、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合の営業担当職員等を招聘し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなどに関する研修を行い、適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

宇佐川 貴大（阿蘇市商工会）（連絡先は後述(3)①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・本会の経営指導員3人に対して、本計画の具体的な取組の企画や実行・進捗管理を行う。また、災害や感染対策等に関する最新情報の提供及び助言を行う。

③ 経営指導員 宇佐川貴大は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

阿蘇市商工会

住所 熊本県阿蘇市内牧字仲町 216-2

電話番号 0967-32-0200 FAX 0967-32-3348

E-mail : asoshoko2@aso.ne.jp

②熊本県商工会連合会

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail:info@kumashoko.or.jp

③関係市町村

阿蘇市 まちづくり課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

Tel：0967-22-3111（代表） Fax：0967-22-4577

問い合わせ先：machizukuri@city.aso.lg.jp

阿蘇市 総務部防災情報課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

Tel：0967-22-3232（代表） Fax：0967-22-4577

問い合わせ先：yoshihisa-g@city.aso.lg.jp

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	25	25	25	25	25
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災備品購入費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、阿蘇市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等